

安保法制違憲訴訟 原告準備書面(2)

大村芳昭(中央学院大学)

全体の構成

1. はじめに
2. 平和のための世界的な努力(平和的生存権の根拠1)
3. 憲法の規定(平和的生存権の根拠2)
4. 研究の成果と裁判例(平和的生存権の根拠3)
5. 平和を守るための動き(平和的生存権の根拠4)
6. 平和的生存権の権利性・被侵害利益性
7. 原告らの平和的生存権の侵害
8. 被告の主張について
9. おわりに

2. 平和のための世界的な努力

- 最大の人権侵害は戦争←戦争による膨大な死亡者
- 戦争をなくすための国際的努力
1919連盟規約、1928不戦条約、1945国連憲章
- 日本国憲法の制定
1941四つの自由宣言・大西洋憲章
1946日本国憲法→平和的生存権と戦争放棄
- 平和的生存権の要請
法的救済の対象とすることを要請している

3. 憲法の規定

- 前文、9条、13条、17～19条、25条、29条
→ 法的規範性あり(異論なし)、裁判規範性あり(有力)
- 具体的権利性あり

「平和的生存権は、平和のうちに生存する権利を有することを確認した前文により権利として宣言され、9条によりその客観的基盤を担保され、13条をはじめとする第3章で保障される各人権条項と結合するなどして具体的権利として確固としたものとなっていると解すべきである。」

4. 研究の成果と裁判例

(1) 憲法学説

平和的生存権は政策目標・指針にとどまらない
現在では具体的権利性を認める議論が有力化
→根拠：全文、9条、13条、第3章の諸条項
理論構成についても諸説あり

(2) 裁判例

裁判規範性を認めた代表的な裁判例

- ・長沼訴訟(保安林指定解除処分取消請求事件)
- ・自衛隊イラク派遣差止等請求事件

5. 平和を守るための動き

(1) 憲法制定と平和主義

『あたらしい憲法のはなし』

(2) 平和に背を向ける安保法体系

1952平和条約・日米旧安保条約発効

→日本国憲法と安保条約との二元的法体制

→新安保、PKO、新ガイドライン、解釈改憲へと展開

(3) 国民・市民の平和を守る動き

6. 平和的生存権の権利性・被侵害利益性

(1) 具体的権利性・裁判規範性を認める4つの根拠

- ①平和を守る努力と成果、②憲法前文及び諸条項、
③憲法研究者の議論と裁判例、④国民的基盤の存在

(2) 具体的権利内容、主体、成立要件、法律効果

- ①権利内容：自然権の本質、基底的权利、複合的権利
- ②主体：「全世界の国民」？→自国民が有するのは前提
- ③成立要件：自然権→成立要件を論ずるのは無意味
- ④法律効果：精神的苦痛による損害賠償請求権

7. 原告らの平和的生存権の侵害

(1) 原告の多様性とその共通点

戦争に限りない恐怖を覚え、平和を念願し、日本国憲法を大事に思ってきた国民・市民

(2) 精神的損害の発生

平和を愛し、これを願い、心の拠り所としてきた心情が新安保法制によって痛く傷つけられ、平和的生存権が侵害されたものであることは共通

8. 被告の主張について

(1) 平和的生存権にかかる主張の要点

平和的生存権の具体的権利性を否定(百里基地訴訟最高裁判決)。「平和」の概念が抽象的・不明確、一義性に欠け外延も画せない

(2) 反論

百里基地訴訟最高裁判決は先例性がない

近年の議論をふまえると具体的権利性は十分認めうる

「平和」の概念は具体的で明確(戦争の恐怖や懸念から解放され、平穏に生活できる権利)